

## [下請を行う場合の市内企業の優先選定等に係る特記仕様書記載例]

## 1 建設工事の請負契約の例

市発注工事の受注事業者に対して、特記仕様書において、下請を行う場合の市内企業の優先選定及び地元建設資材の優先使用を要請するとともに、下請事業者として市外企業を選定した場合は、受注業者に対して、理由書の提出を義務づける。

## [特記仕様書記載例]

項目	条件等	内容
下請を行う場合の市内企業の優先選定及び地元建設資材の優先使用	全ての建設工事の特記仕様書又は請書に左記条項を追加	<p>(下請を行う場合の市内企業の優先選定)</p> <p>第〇条 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島市内に主たる営業所を有する者(以下本条において「市内企業」という。)の中から優先して選定するよう努めるものとする。</p> <p>2 受注者は、前項の場合において、市外企業と下請契約を締結する場合は、市外企業を下請負人として選定した理由を記した文書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>(地元建設資材の優先使用)</p> <p>第△条 受注者は、建設資材を調達するにあたり、徳島市産品を活用するよう努めるものとする。</p> <p>2 受注者は、建設資材を調達するにあたり、徳島市内に主たる営業所がある地元販売業者から調達するよう努めるものとする。</p>

## 2 委託契約の例

市発注業務の受注事業者に対して、特記仕様書において、再委託を行う場合の市内企業の優先選定を要請するとともに、再委託事業者として市外企業を選定した場合は、受注事業者に対して、理由書の提出を義務づける。

## [特記仕様書記載例]

項目	条件等	内容
再委託を行う場合の市内企業の優先選定	委託業務の特記仕様書に左記条項を追加又は受注事業者から再委託の承認依頼があった場合に同趣旨の文書を交付	<p>(再委託を行う場合の市内企業の優先選定)</p> <p>第〇条 受注者は、本業務の一部を再委託する場合には、市内企業の中から優先して選定するよう努めるものとする。</p> <p>2 受注者は、前項の場合において、市外企業と再委託契約を締結する場合は、市外企業を再委託事業者として選定した理由を記した文書を発注者に提出しなければならない。</p>